

車両出入口設置基準

平成23年3月23日制定

平成23年4月 1日施行

平成29年9月29日改定

柏市 土木部

はじめに

歩道の切り下げ工事について

歩道は歩行者が安全に通行できるスペースです。そのため、舗装も自動車の乗入れを想定してつくられてはなりません。そこで、駐車場・車庫などを設けその出入りのために自動車が歩道へ乗入れる場合は、縁石を低くしたり、自動車の重量に耐えられるような舗装に設置者が改めなければなりません。このように自動車が乗り入れをするための工事を「歩道の切下げ」工事といいます。

ただし、この工事は道路管理者に申請をし、承認を得なければ行うことは出来ません。また、この工事にかかる費用も設置者の負担となります。

申請に必要な書類(正副2部)

1. 申請書
2. 位置図(S=1/25,000 程度)
3. 現況図(平面図・正面図・断面図)
4. 計画図(平面図・正面図・断面図)
5. 構造図
6. 現況写真(3枚1組:左側方・正面・右側方)
7. その他(必要がある場合)

設置にあたっての注意事項

1. 歩道はもともと歩行者のためのスペースです。出入口の幅は必要最小限とし、歩行者に最大限配慮した計画を立てましょう。
2. 安全確保のため設置することができない所もありますので、それらの場所は避けるように計画を立てましょう。
たとえば……交差点、横断歩道や歩道橋、消火栓などの消防施設やバス停など。
3. 車両通行可能な舗装は総幅員(斜ブロックまで)を施工します。またバリアフリーなどにより、すり付けに必要な影響範囲の舗装も施工することになります。
4. 防護柵や植樹、標識などがある場合は、移設等を行う必要があります。
また、下水道のマンホールなどは、車両通行が可能か確認が必要な場合があります。
5. その他、現地の状況により施工の条件が付されることがあります。

車両出入口の設置基準

1. 目的

この基準は、歩道を通行する全ての人の安全確保及び道路の損傷防止を目的として、本市が管理する道路において、車両出入口(以下「出入口」という)の設置に伴う歩道の切下げ工事、及び、それに関連する工事について、道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第24条の規定による承認の基準を定めるもの。

2. 設置及び施工基準

- ア 工事は、この基準及び「千葉県土木工事共通仕様書」及び「千葉県土木工事施工管理基準」並びに関係法令に基づき施工・管理すること。
- イ 出入口の設置に当たっては「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(発行:一般財団法人国土技術研究センター)に準拠するものとする。
- ウ この基準により難しい場合、又は、この基準に定めのない事項については、道路管理者の指示に従うものとする。

3. 出入口の制限

1敷地における出入口は、1箇所とする。

2箇所以上設置を希望する場合は、土地利用計画図、軌跡図(IN・OUT)、台数想定、安全確保対策手段等を記した理由書により判断する。

4. 出入口の角度

出入口設置の角度は、道路に対し直角(90°)とする。ただし、土地利用計画図等により、やむを得ないと認められる場合は、必要最小限の範囲(60°～90°)で緩和することができる。

5. 既存出入口の復旧

既に入出口を設置してある敷地の出入口位置を変更する場合は、既存出入口は原形に復旧するものとする。

6. 出入口設置の制限区域

次に定める区域については、出入口の設置を認めない。

ア 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分

イ 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分

ウ バス停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分

エ バス停車帯の部分

オ トンネル、洞門等の出入口から50m以内の部分

カ 地下道、横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分

キ 橋の部分

ク 踏切り側端から10m以内の部分

ケ 横断防止さく、ガードレール又は車止めが設置されている部分。ただし、交通安全上特に

支障がないと認められる区間を除く。

コ 交通信号機、道路照明灯等の移転を必要とする部分。ただし、道路管理者及び占有者（施設管理者）が移転を認め、申請者の費用負担により基礎も含めて移設をする場合を除く。

サ マンホール、消火栓等のある部分。ただし、施設管理者が認める場合は除く。

シ その他、防災上又は道路管理上、著しく支障があると認められる部分

7. 車種別による出入口の幅員

出入口幅員は、表-1の通り、自動車の利用状況に応じ必要最小限（構造物を特殊加工せずに行える範囲）とする。

ただし、歩道内の縦断勾配は「8. 出入口の構成」の通りとする。

必要最小限の範囲は、土地利用計画図、軌跡図(IN・OUT)等により判断する。

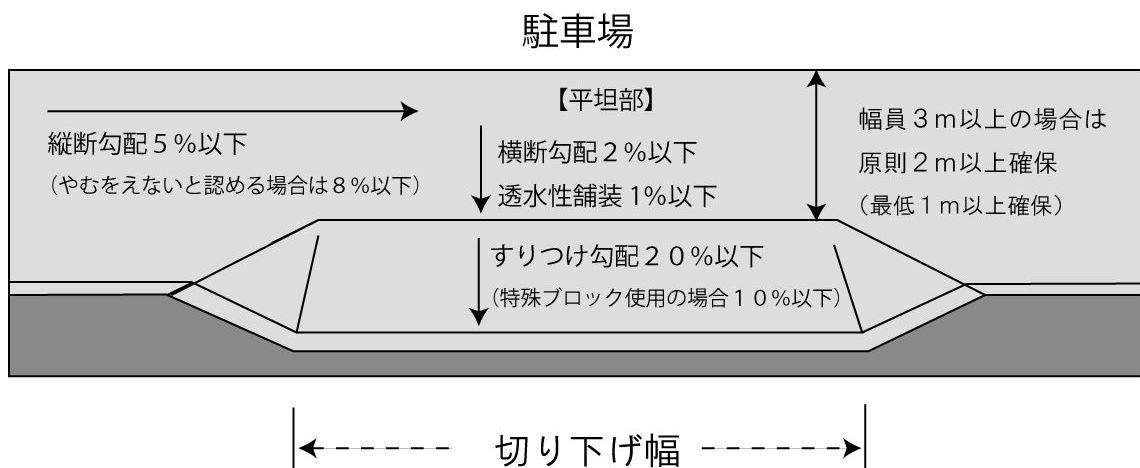
なお、交通管理者から指導がある場合は除く。

例：一般宅地等において、やむを得ず駐車場を並列駐車とする場合

幅2.5m/台×2台=5.0m+すりつけ構造物0.6m/個=6.6mの出入口幅員となる（表-1）

区分	車両総重量	車種例	切り下げ幅	出入口幅
A	2.0t程度	軽自動車 普通乗用車	4m以下	左記+すりつけ構造物
B	6.5t以下	普通貨物 中型貨物	8m以下	左記+すりつけ構造物
C	6.5t超	大型貨物	12m以下	左記+すりつけ構造物

8. 出入口の構成



A: 4m以下 乗用車(2t程度)

B: 8m以下 普通貨物、中型貨物(6.5t以下)

C: 12m以下 大型貨物(6.5t超)

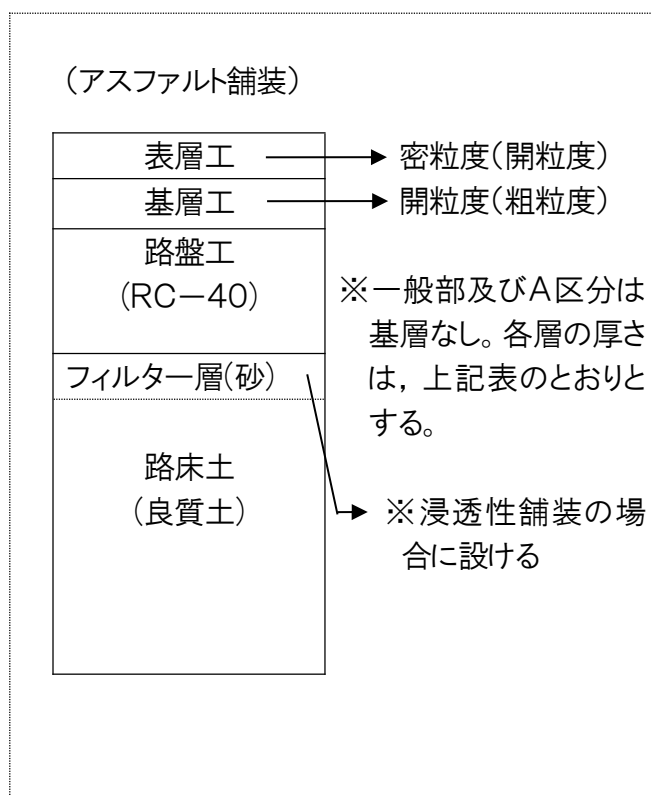
9. 舗装構成

ア 出入口の舗装は、アスファルト舗装とするものとする。ただし、やむを得ないと認める場合に限りコンクリート舗装を認めるものとする。

イ 次の表により各区分に合わせて施工するものとする。

(表-2)

区 分	アスファルト舗装(cm)			コンクリート舗装(cm)	
	表層工	基層工	路盤工	コンクリート	路盤材
	密粒度 (開粒度)	開粒度 (粗粒度)	RC-40	21kn/m ² 以上 溶接鉄網6mm 以上	RC-40
一般部	4 (3)	—	10	—	—
A	5	—	25(20, 15)	15 (10)	10
B	5	5	35	20	25
C	5	5 (10)	50	25	25



(注1)

アスファルト舗装において、区分B及びCについては()の材料を使用すること。

(注2)

透水性舗装(開粒度)の場合は、雨水の浸透を阻害するため、瀝青材(プライムコート及びタックコート)を散布しないこと。また、路盤材の下にフィルター層(砂)を5cm 設けること。

(注3)

路盤工については、1層あたり20cm 以下敷きならし及び転圧作業を実施すること。

(注4)

インターロッキングブロック、平板ブロック等の上記以外の舗装又は、特別な理由等による場合は、道路管理者と協議して決定する。

(注5)

アスファルト舗装要綱及びコンクリート舗装要綱を準拠するものとする。

10. 材料

出入口設置工事に使用する材料については、次のとおりとするものとする。

ア コンクリート製品及び舗装用材料は、JIS規格に適合したものであること。

イ 表層は、開粒度アスファルト混合物若しくは密粒度アスファルト混合物又は同等以上の材料を使用し、なるべく再生材を使用すること。

ウ 基層は、粗粒度アスファルト混合物を使用し、なるべく再生材を使用すること。

エ 路盤材は、再生クラッシャーラン(修正 CBR30 以上)又は同等以上の材料を使用すること。

オ 路床土は、良質土を用いること。

カ 大型車両が出入する場合は、エプロン付歩車道境界ブロック(T-25)を使用すること。

11. 既存排水施設(側溝等)

側溝等の排水施設がある場所を出入口として使用する場合は、次の表により各出入口区分に合わせて施工するものとする。

(表—3)

既存 区分	ソケット付(落蓋式)側溝	
	歩道用蓋	路側用蓋
一般部	側溝暗渠化工又は路側用蓋に掛け替え	—
A	側溝暗渠化工又は路側用蓋に掛け替え	—
B	横断用グレーチング付き(固定式)U型側溝に敷設替え	横断用グレーチング付き(固定式)U型側溝に敷設替え
C	重耐用横断U型側溝に敷設替え	重耐用横断U型側溝に敷設替え

(注1) 区分Aの場合は、側溝本体も路側用側溝又は横断用側溝等に敷設替えするものとする。

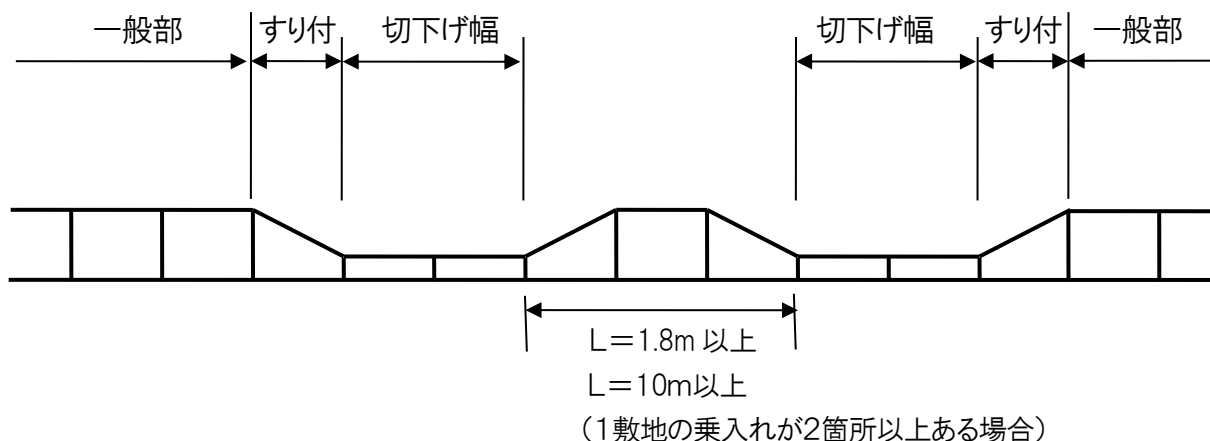
(注2) 全区分について、側溝等を暗渠構造(ボックスカルバート等)に変更することができる。この場合において、現況の通水断面を確保すること及び両端に接続柵を設置することを原則とする。

12. 連続する出入口の間隔

出入口が近接する、又は、連続する場合は、次のとおりとする。

ア 隣接地の切り下げとの間隔は、1.8m以上確保すること。

イ 1敷地で2箇所以上の出入口を設ける場合は、切り下げの間隔は10m以上とすること。



13. 街路樹、街路樹柵等の取扱い

出入口設置に伴う街路樹、街路樹柵等の取扱いについては、次によるものとする。

ア 出入口は、街路樹及び街路樹柵を避けること。

ただし、土地利用計画図等によりやむを得ないとみとめる場合は、街路樹柵を移設又は撤去することができる。

イ 街路樹柵を移設する場合、街路樹の移植を原則とする。

ただし、周辺の状況や街路樹の状況により道路管理者が移植困難と判断した場合は、伐採及び伐根して適正に処分し、代替樹木を植樹すること。

ウ 代替樹木は移設した街路樹柵と同じ種類の樹木を植樹すること。樹種等に応じて樹高3.0～5.0m程度のものとし、樹木の樹高及び幹径に応じた支柱を設置すること。

14. 視覚障害者誘導用ブロックの取扱い

出入口設置に伴う視覚障害者誘導用ブロックの取扱いについては、次によるものとする。

ア 視覚障害者誘導用ブロックの復旧に当たっては、原則として、道路管理者が認めた材料とし、及び連続的かつ極力直線的に設置すること。

イ 視覚障害者誘導用ブロックは、原則として加工しないで、正形状のまま設置すること。

ウ 視覚障害者誘導用ブロックの接着目地は、舗装との整合性や接着性のよいものを用い、及び既設の舗装又はブロックとの取付け部に段差が生じないように十分注意して、施工すること。

エ その他視覚障害者誘導用ブロックの設置については、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」によること。

15. 車両の進入防止

歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、次により車両の進入防止の措置をとるものとする。

ア 歩道の有効幅員が2.5m以上(街路樹柵及び植樹帯を除く。)の場合は、出入口の両端に車止めを設置すること。

イ 車止めの設置は、歩行者等の通行を考慮し、申請地側より1.5m程度の箇所とする。

ただし、4.5m以上の有効幅員がある場合は、1.5mの間隔で追加すること。

ウ 設置する車止めには、夜間の視認性を確保するため反射帯を設置すること。

エ 出入口設置箇所に既存の車止めがある場合は、基礎とともに移設すること。

オ 車両が出入口以外から進入できないよう駐車場内に進入防止施設を設けること。

16. その他の道路施設の取扱い

出入口を設置する箇所に、道路施設等がある場合については、次によるものとする。

ア 出入口とする部分に側溝等の排水施設がある場所は、機能に支障を与えないようにすること。

イ 街渠柵の移設を伴う場合は、道路の排水勾配を考慮し設置すること。